

## 浄化槽の法定検査

### 【浄化槽法第7条検査（設置後等の水質検査）】

新しく設置された浄化槽が使用されてから、3ヶ月～8か月の間に、適正な工事が行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかどうか、また水質に問題が出ないかを確認する検査です。

#### ■検査の内容

##### ①外観検査

- ・ 設置の状況
- ・ 設備の稼働状況
- ・ 水の流れ方の状況
- ・ 使用の状況
- ・ 悪臭の発生状況
- ・ 消毒の実施状況
- ・ 蚊・ハエ等の発生状況

##### ②水質検査

- ・ 水素イオン濃度指数（pH）
- ・ 汚泥沈殿率
- ・ 溶存酸素量
- ・ 透視度
- ・ 残留塩素濃度
- ・ 生物化学的酸素要求量（BOD）

##### ③書類検査

保守点検の記録等を参考とし、適正に設置・管理されているか否かについて検査します。

#### ■検査料金

人槽区分	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
検査料金（円）	9,500	10,500	11,500	15,500	19,500	20,500

※ 上記検査料金は、浄化槽設置の際に（一社）島根県浄化槽協会（施工業者）の方を通じて、前納していただきますので、7条検査の際に料金を請求することはありません。

### 【浄化槽法第11条検査（定期検査）】

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、水質に問題がないかを確認するために、毎年1回行う検査です。

年度（4月から翌年3月）内に1回の検査として実施しています。

#### ■検査の内容

##### ①外観検査

- ・設置の状況
- ・設備の稼働状況
- ・水の流れ方の状況
- ・使用の状況
- ・悪臭の発生状況
- ・消毒の実施状況
- ・蚊・ハエ等の発生状況

##### ②水質検査

- ・水素イオン濃度指数（pH）
- ・溶存酸素量
- ・透視度
- ・残留塩素濃度
- ・生物化学的酸素要求量（BOD）・・・51人槽以上の浄化槽について実施

##### ③書類検査

保守点検の記録等を参考とし、適正に設置・管理されているか否かについて検査します。

#### ■検査料金

人槽区分	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
検査料金（円）	4,500	5,500	7,000	11,000	15,000	16,000